出納員その他の会計職員の任命等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年六月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十八号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則等の一部を改正する規則

(出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部改正)

第一条 の一部を次のように改正する。 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三

別表第一の十五の部中 広島県東京事務所 広島県旅券センタ 管理課長 総務課長 次長 旅券第一課長 を

広島県東京事務所|総務課長|次長|に改める。

(広島県会計規則の一部改正)

第二条 る。 広島県会計規則 (昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正す

別表第一中広島県旅券センター
広島県東京事務所

広島県東京事務所

(広島県行政組織規則の一部改正)

第三条 する。 広島県行政組織規則 (昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正

の 目次中「第一款の二 削除」に改める。 旅券センター (第八十八条の二―第八十八条の五) を 「第一款

次の一号を加える。 第八条総務管理局の部総務室の項中第九号を削り、 第八号を第九号とし、 第七号の次に

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に関すること。

第三章第三節第一款の二を次のように改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)第八十八の二から第八十八の五まで 削除第一款の二 削除

第四条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の二(旅券センター所長への委任)」を「第十八条の二 削除」に改

める。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。